

令和5年度新居浜市における障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、市が障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を計画的に推進するための調達方針を定めるものである。

1 方針の適用範囲

この方針は、市が発注する全ての物品等の調達について適用する。

2 調達の対象となる障がい者就労施設等

この方針において調達の対象となる障がい者就労施設等とは、法第2条第4項に規定する障がい者就労施設等とする。

3 調達の目標

令和5年度の調達目標は、令和4年度に障がい者就労施設等から調達した実績額を上回ることを目標とする。

4 調達の対象品目

調達を推進する物品等の品目は次のとおりとする。

（1）物品

- ア 食料品（パン、菓子類、弁当など）
- イ その他障がい者就労施設等が提供可能な物品

（2）役務

- ア 印刷（リーフレット、封筒など）
- イ クリーニング
- ウ 清掃・施設管理（清掃、除草作業、施設管理など）
- エ 情報処理（ホームページ作成、データ入力・集計、CAD、テープ起こしなど）
- オ その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

5 調達推進のための具体的方策

- (1) 障がい者就労施設等からの調達を推進するために、地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を積極的に活用する。
- (2) 福祉部地域福祉課は、障がい者就労施設等から提供可能な物品等の情報や、市が発注を予定する物品等についての情報を収集し、庁内各部署に情報を提供するとともに、必要に応じて調達の推進に向けた調整を行う。
- (3) 発注時には、規格や仕様を可能な限り明確化し、障がい者就労施設等の特性に配慮した納期を設定するなど、障がい者就労施設等が不当に排除されることのないように努める。
- (4) 市と障がい者就労施設等との間の物品等の調達を仲介する等の業務を行う共同受注窓口について、契約上障がい者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に障がい者就労施設等が供給する物品等の調達となっている場合には、障がい者就労施設等からの物品等の調達に準じて取り扱うものとし、共同受注窓口の認知度の向上に努める。

6 他の施策との調和と適正な予算執行

障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するに当たっては、他の施策との調和を図るとともに、予算の適正な執行に配慮するものとする。

7 調達実績の公表

調達実績は、会計年度終了後、速やかに概要を取りまとめ、市のホームページ等により公表する。

8 方針の見直し

障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて方針の見直しを行う。

9 施行日

この方針は、令和5年4月1日から施行する。